

広島県水道広域連合企業団告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によって、令和8年度において、広島県水道広域連合企業団が発注する測量・建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和7年10月9日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

1 入札参加資格

別表第1左欄の希望分野ごとに、同表中欄の希望業務の部門について、次に掲げる事項を総合的に審査する。なお、審査に際しては、広島県が令和7年度及び令和8年度建設工事等入札参加資格において審査した結果を用いる。

(1) 客観的審査事項

- ア 年間平均実績高
- イ 自己資本額
- ウ 有資格者数
- エ 営業年数

(2) 主観的審査事項

広島県の令和7年度及び令和8年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格における主観的審査事項とする。ただし、別表第1右欄に掲げるとおり、土木関係建設コンサルタントの業務の区分は除く。

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けていない者。ただし、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請中（認定審査中）の者は除く。

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、水道企業団のホームページに掲載する申請フォームに所定の事項を入力するものとする。

(3) 申請期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）までとする。

なお、追加申請期間は、別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、企業長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和8年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和9年7月31日まで有効とする。ただし、令和9年8月1日以降においても令和9年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和9年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて企業長が定める。

別表第 1

入札参加資格の 業 務 分 野	業 務 部 門	主 観 的 審 査 事 項
測量	測量一般	広島県の令和 7 年度及び令和 8 年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格における主観的審査事項
	地図の調整	
	航空測量	
建築関係建設コンサルタント	建築一般	広島県の令和 7 年度及び令和 8 年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格における主観的審査事項
	意匠	
	構造	
	暖冷房	
	衛生	
	電気	
	建築積算	
	機械設備積算	
	電気設備積算	
	調査	
地質調査	地質調査	広島県の令和 7 年度及び令和 8 年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格における主観的審査事項
補償関係コンサルタント	土地調査	広島県の令和 7 年度及び令和 8 年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格における主観的審査事項
	土地評価	
	物件	
	機械工作物	
	営業・特殊補償	
	事業損失	
	補償関連	
	総合補償	
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋	なし
	港湾及び空港	
	電力土木	
	道路	
	鉄道	
	上水道及び工業用水道	
	下水道	
	農業土木	
	森林土木	
	水産土木	
	廃棄物	
	造園	
	都市計画及び地方計画	
	地質	
	土質及び基礎	
	鋼構造及びコンクリート	
	トンネル	
	施工計画・施工設備及び積算	
	建設環境	
	機械	
	電気電子	
その他	不動産鑑定	広島県の令和 7 年度及び令和 8 年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格における主観的審査事項
	登記手続等	
	その他	